

令和5年12月

# クリーニング所開設の手引 (取次所用)



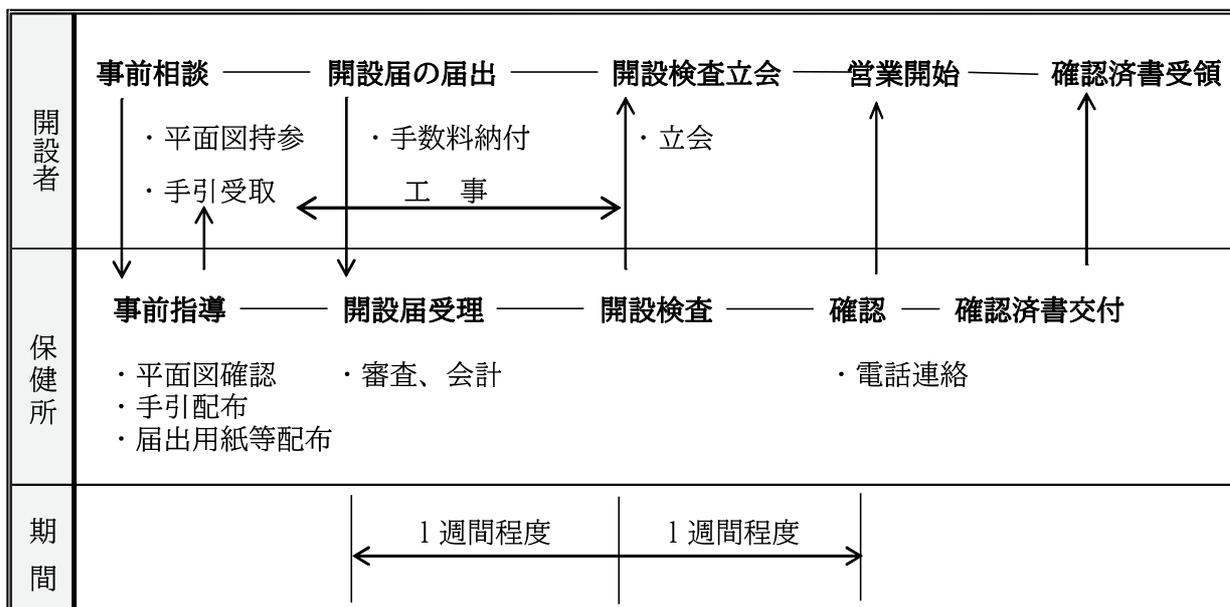
港区みなと保健所

## 目 次

1	クリーニング所の開設手続	1
	（1）開設の手続のフローチャート	1
	（2）開設の手続の説明	1
	（3）提出書類・手数料	2
	（4）図面記載例	2
2	構造設備の基準	3
3	開設後の管理	4
	（1）施設の維持管理	4
	（2）利用者に対する説明義務等	4
	（3）業務従事者に対する講習	4
4	保健所への届出等	5
	（1）開設届	5
	（2）変更届	5
	（3）地位承継届	6
	（4）廃止届	7
	（5）無店舗取次店営業届	7
	（6）証明書について	7
※	関係法令	
	① クリーニング業法（抜粋）	8
	② クリーニング業法施行規則（抜粋）	12
	③ 港区クリーニング業法施行条例	17
	⑤ 港区クリーニング業法施行細則（抜粋）	18

# 1 クリーニング所の開設手続

## (1) 開設手続のフローチャート



## (2) 開設の手続

### 1) 事前相談

施設平面図を持参し、構造設備基準に適合しているか、設計段階で担当者に相談してください。

### 2) 開設届の届出

開設検査希望日の1週間程前までに、クリーニング所開設届、関係書類等を保健所に提出してください。また、同時に手数料を納付してください。

### 3) 開設検査の立会

開設者は、クリーニング所の開設検査に立ち会ってください。

### 4) 確認済書受領

開設検査から1週間程度で、保健所から連絡がありますので、その後保健所へ確認済書を受け取りに来てください。

なお、確認済書の郵送を希望される場合は、レターパックをご準備いただき、あらかじめ担当者に提出してください。

\*レターパックについては、受領したことが確認できるレターパックプラスを推奨します。

### 5) 営業の開始

確認を受けた後、営業を開始できます。

### (3) 提出書類・手数料

#### <提出書類>

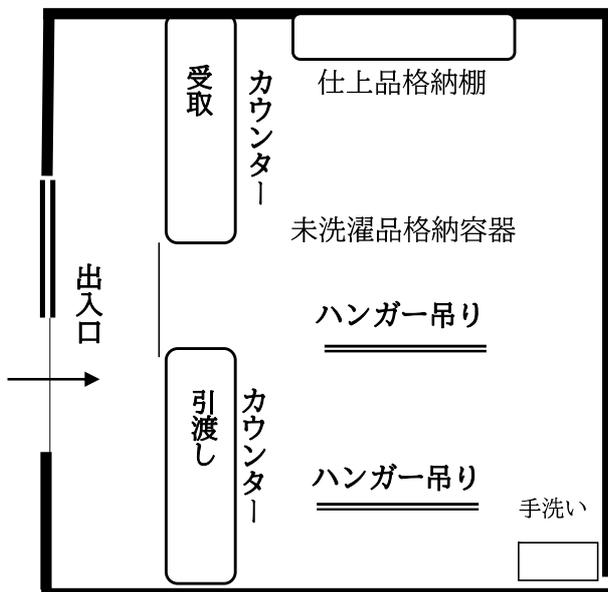
- 1) 開設届
- 2) 構造設備の概要
- 3) 施設平面図（下記記載例参照）
- 4) 従業者名簿
  - ・クリーニング師が従事する場合は、クリーニング師の人数とクリーニング師の免許情報を記載してください。
  - ・クリーニング師が従事しない場合は、その他の従事者人数のみを記載してください。
- 5) (開設者が法人の場合) 登記事項証明書(発行から6か月以内のもの)

#### <手数料> ※現金でご用意ください

**16,000円**

※一度納めた手数料は、港区保健衛生事務手数料条例によりお返しすることができませんのでご了承ください。

### (4) 図面記載例



受渡場所、戸棚、換気扇等の位置がわかるように図示してください。

## 2 構造設備の基準

換気 採光・照明	換気が十分行え、採光・照明が適切な構造設備とすること。
洗濯物の区分	未洗い、仕上済の洗濯物を、区分して格納する設備又は容器を備えること。
他施設との 区画	食品の販売、調理施設、その他相互に汚染の可能性のある営業施設と同一施設内に取次所を設ける場合には、その境界に壁、板、その他の障壁を設けること。
要消毒洗濯物	消毒を要する洗濯物を取り扱う場合は、要消毒洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための専用の容器を備えること。
苦情申出先	①苦情申出先の名称、所在地、電話番号を店頭に掲示しておくこと。 ②洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布すること。
そ の 他	格納容器を消毒するための薬品を備えること。

### 3 開設後の管理 法令等に基づく維持管理基準は次のとおりです

#### (1) 施設の維持管理

- 1) クリーニング所以外の場所で、営業として洗濯物の処理を行わないこと。
- 2) 施設内及び業務用の車両を清潔に保つこと。
- 3) 換気、採光・照明を十分に行うこと。
- 4) 洗濯物を格納する容器を、随時、逆性石けん等の薬品で消毒すること。
- 5) 洗濯物を「未洗い」、「仕上済」に区分して取り扱うこと。  
(受渡し、運搬においても同じ)
- 6) 消毒を要する洗濯物は他の洗濯物と区分して専用の容器に保管すること。

#### (2) 利用者に対する説明義務等

- 1) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- 2) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、利用者に対し、①及び②の方法により、苦情の申出先を明示しなければならない。

##### ① 店頭掲示

クリーニング所の名称、所在地及び電話番号を掲示すること。

##### ② 書面配布

洗濯物の受取及び引渡しの際に「クリーニング所の名称、所在地及び電話番号」を記載した書面を配布すること。

#### (3) 業務従事者に対する講習

営業者は、クリーニング所開設後1年以内に、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した「講習」を、そのクリーニング所の業務従事者に受けさせること。

この講習は、クリーニング業務に関する衛生管理を行うものとして、従事者の5分の1の数（端数は切り上げ）の者を選び、受講させること。その後は3年を超えない期間ごとに講習を受けさせること。

なお、研修を受けたクリーニング師は講習を受けたものとみなす。

講習の申込先 (公財) 東京都生活衛生営業指導センター  
電話 (03) 3445-8751

## 4 保健所への届出等

### (1) 開設届

次の場合、開設の手続きが必要です。

- 1) クリーニング所を新たに開設する場合
- 2) クリーニング所を移転する場合
- 3) クリーニング所の仮店舗を開く場合
- 4) 増改築や改装で施設の同一性が失われる場合  
(50%以上の内部改造、大規模模様替え、100%以上の増築)
- 5) 経営主体が変わる場合(ただし、相続、合併、分割及び事業譲渡による承継の手続きを経ないもの)  
この場合、従来の営業者の廃止届も必要です。

### (2) 変更届

次の場合、変更後速やかに変更を届け出てください。

- 1) 施設名称の変更  
＜添付書類＞なし
- 2) 開設者(個人)の住所変更、氏名変更 ＜添付書類＞
  - ・住所変更の場合はなし
  - ・氏名変更の場合は、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)を確認しますので提示してください。
- 3) 開設者(法人)の代表者、名称、住所(本店所在地)の変更  
＜添付書類＞変更履歴が読み取れる登記事項証明書
- 4) 構造設備の変更  
※施設の改装工事を伴う場合は、程度によって確認の取り直しになる可能性がありますので、計画が決まりましたら、保健所に事前相談をしてください。
- 5) 従事者数の変更
  - ・クリーニング師が従事している場合  
＜添付書類＞従業員名簿  
変更後のクリーニング師の人数と新たに就職された方のクリーニング師の免許情報を記載してください。  
退職された方は氏名のみを変更届に記載してください。  
＜提示書類＞クリーニング師免許証(コピー不可)

- ・クリーニング師が従事していない場合

<添付書類>なし

変更事項を「その他の従事者人数」として、変更前と変更後の人数を旧と新の欄に記載してください。

### (3) 地位承継届

次の場合、その旨を遅滞なく地位承継届で届け出てください。

#### 1) 事業譲渡による承継

令和5年12月13日から、合併、分割、相続の場合と同様に譲受人は、地位承継届を届け出ることによって営業者の地位を承継できるようになりました。事業譲渡を計画している譲渡人は、あらかじめ保健所に相談するようにお願いします。地位承継届の届出は譲受人が行います。

<添付書類>

- ①営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書の写し等）
- ②届出者が外国人の場合は、住民票の写し
- ③届出者が法人の場合は、登記事項証明書

<検査>

開設者の地位が承継された日から6か月以内に当該施設の実地検査を実施します。

#### 2) 相続による承継

開設者（個人）が死亡した場合、その相続人は当該開設者の地位を承継します。

<添付書類>

- ①戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は法定相続情報一覧図
- ②相続人が2人以上ある場合、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者全員の同意書

#### 3) 法人の合併による承継

開設者（法人）が吸収合併又は新設合併により消滅する場合、合併後に存続する法人若しくは設立された法人は、当該開設者の地位を承継します。

<添付書類>

承継する法人の登記事項証明書

#### 4) 法人の分割による承継

開設者（法人）が吸収分割又は新設分割により、分割後に存続若しくは新設される法人は、当該開設者の地位を承継します。

<添付書類>

承継する法人の登記事項証明書

#### (4) 廃止届

施設を廃止した場合、速やかに廃止届を提出してください。

#### (5) 無店舗取次店営業届

クリーニング所を開設しないで、車両を用いて洗濯物の受取及び引渡しをしようとする場合は、開設者の氏名・住所・電話番号、店舗の名称、使用する業務用車両、営業区域等を、あらかじめ、保健所長に届け出てください。

なお、この届出は営業しようとする地域ごとに管轄する保健所への提出が必要です。

#### (6) 証明書について

開設等の証明が必要な場合は保健所で証明書を発行します。

確認済書の再発行は行っていません。

手続には、営業者の印鑑（シャチハタ不可。法人の場合は代表社印）、手数料（1通300円）が必要です。

なお、確認済書に記載された開設者が地位承継届によって変更となっていることの証明については、必要に応じて証明書を取得してください。

## ○クリーニング業法（抜粋）

（昭和25年5月27日 法律第207号）

（最終改正施行日：令和5年12月13日 法律第52号）

### （目的）

第一条 この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律で「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすることをいう。

2 この法律で「営業者」とはクリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）をいう。

3 この法律で「クリーニング師」とは、第六条に規定する免許を受けた者をいう。

4 この法律で「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設をいう。

### （営業者の衛生措置等）

第三条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。

3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと

二 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わつたものと終わらないものに区分しておくこと

三 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること

四 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること

五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

六 その他都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区については、市又は特別区）が条例で定める必要な措置

(利用者に対する説明義務等)

第三条の二 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

(クリーニング師の設置)

第四条 営業者は、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。)ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。

(営業者の届出)

第五条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所若しくは前項の営業を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

(クリーニング所の使用)

第五条の二 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第三条第二項又は第三項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

(地位の承継)

第五条の三 第五条第一項又は第二項の届出をした営業者が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした営業者について相続、合併若しくは分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、当該営業を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(クリーニング師の免許)

第六条 クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。

(試験)

第七条 クリーニング師の試験は、次の各号に掲げる科目について、都道府県知事が行う。

- 一 衛生法規に関する知識
- 二 公衆衛生に関する知識
- 三 洗たく物の処理に関する知識及び技能

2 都道府県知事は、少くとも毎年一回以上前項の試験を行わなければならない。

3 第一項の試験を受けることができる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者とする。

(登録)

第八条 都道府県に原簿を備え、クリーニング師の免許に関する事項を登録する。

2 この法律に定めるものの外、クリーニング師の免許、試験及び登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(クリーニング師の研修)

第八条の二 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与えなければならない。

(業務従事者に対する講習)

第八条の三 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

(業務従事者の業務停止)

第九条 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

(立入検査)

第十条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、第三条、第三条の二第二項及び第四条に規定する措置の実施状況を検査させることができる。

2 第七条の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(措置命令)

第十条の二 都道府県知事は、営業者が第三条、第三条の二第二項又は第四条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。

(営業停止処分等)

第十一条 都道府県知事は、営業者が前条の規定による命令に従わないときは、期間を定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。

(免許取消)

第十二条 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

(聴聞等の方法の特例)

第十三条 前二条の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の一週間前までにしなければならない。

2 第十一条の規定による閉鎖の処分又は前条の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(権限の行使)

第十四条 第五条、第五条の二、第五条の三第二項及び第九条から第十三条までの規定中都道府県知事の権限に属する事項(ただし、第十二条及び第十三条については、免許の取消しの場合を除く。)は、保健所を設置する市又は特別区については、市長又は区長がこれを行うものとする。

2 この法律の規定に基づく都道府県知事、市長又は区長の権限の行使については、その所属の衛生主管部局長及びその所属の職員がこれを補助するものとする。

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五条の二の規定に違反してクリーニング所を使用した者
- 三 第九条の規定による業務停止の処分に違反した者
- 四 第十一条の規定による営業停止又はクリーニング所閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用停止の処分に違反した者

第十六条 第十条第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## ○クリーニング業法施行規則（抜粋）

（昭和25年7月1日 厚生省令第35号）

（最終改正施行日：令和5年12月13日 厚生労働省令第101号）

（消毒を要する洗たく物）

第一条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)第三条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

- 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 三 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

（苦情の申出先の明示）

第一条の二 法第三条の二第二項の規定による苦情の申出先の明示については、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。
- 二 クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗(以下「無店舗取次店」という。)においては、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布する。

（営業者の届出）

第一条の三 法第五条第一項の規定による開設の届出は、次の事項を記載した届出書を開設地を管轄する都道府県知事(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。次項及び第二条の二から第二条の四までにおいて同じ。)に提出することによつて行うものとする。

- 一 クリーニング所の名称
- 二 クリーニング所の所在地
- 三 クリーニング所開設の予定年月日
- 四 クリーニング所の構造及び設備の概要
- 五 営業者(管理人を置いたときは、その管理人を含む。)の氏名、本籍及び生年月日又は名称並びに住所
- 六 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号

七 従事者数

八 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨

九 法第三条第三項第五号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

2 法第五条第二項の規定による営業の届出は、次の事項を記載した届出書を営業しようとする区域ごとに当該区域を管轄する都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

一 無店舗取次店の名称

二 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所

三 営業区域

四 営業開始の予定年月日

五 業務用車両の構造の概要

六 営業者の氏名、本籍、生年月日、住所及び電話番号又は名称、住所及び電話番号

七 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号

八 従事者数

九 法第三条第三項第五号に規定する洗たく物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨

3 法第五条第三項の規定による変更及び廃止の届出は、その旨を前二項の規定に準じて行うものとする。

(添付文書)

第二条 前条第一項及び第二項の届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、同条第一項及び第二項の届出に、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

一 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

二 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

三 従事者数

四 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

(地位の承継の届出)

第二条の二 法第五条の三第二項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をクリーニング所の開設地又は無店舗取次店を営業しようとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三 譲渡の年月日

四 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

五 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

- 2 前項の届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。
- 3 前条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「次条第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二条の三 法第五条の三第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をクリーニング所の開設地又は無店舗取次店を営業しようとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 五 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の三第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二条の四 法第五条の三第二項の規定により合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をクリーニング所の開設地又は無店舗取次店を営業しようとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 五 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

- 2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。
- 3 第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の四第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二条の五 法第五条の三第二項の規定により分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をクリーニング所の開設地又は無店舗取次店を営業しようとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - 三 分割の年月日
  - 四 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - 五 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- 2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。
  - 3 第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の五第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

#### (免許申請手続)

第四条 法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事(法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行ったクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事)に申請しなければならない。

- 一 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)
- 二 業務を行おうとする場所を記載した書類

#### (免許証)

第五条 クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号)第一条第一項の規定によりクリーニング師に交付する免許証は、別記様式による。

#### (免許証の再交付)

第六条 クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。

- 2 前項の規定によつて、免許証の再交付を申請した後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

#### (登録事項)

第七条 法第八条に規定する原簿には、次の事項を登録しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍
- 三 氏名及び生年月日
- 四 登録抹消の年月日及びその事由
- 五 免許証再交付の年月日及びその事由

(免許証の訂正の申請等)

第八条 クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、十日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。

(免許取消)

第九条 法第十二条の規定により免許の取消処分を受けた者は、五日以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第十条 クリーニング師は、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納することによつて登録の抹消を申請することができる。

2 クリーニング師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者は、一月以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

(クリーニング師の研修)

第十条の二 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に法第八条の二の規定による研修(以下「研修」という。)を受けるものとする。

2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、前項の研修を受けた後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

(業務従事者に対する講習)

第十条の三 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に五分の一を乗じて得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数を生じたときは、その端数を一として計算する。)の者を選び、その者に対し法第八条の三の規定による講習(以下「講習」という。)を受けさせるものとする。

2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、三年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。

3 前二項の場合において、前条の規定により研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。

(環境衛生監視員)

第十一条 法第十条第一項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第二項において準用する法第七条の十三第三項の規定により携帯すべき証明書は別に定める。

## ○港区クリーニング業法施行条例

(平成24年3月23日 港区条例第18号)

(趣旨)

第一条 この条例は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング業を営む者が講ずべき措置)

第二条 法第三条第三項第六号の規定による必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。
- 二 洗濯物は、その受渡し及び運搬においても、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分して取り扱うこと。
- 三 洗濯物を処理する場所又は格納する容器は、随時薬品で消毒すること。
- 四 霧吹き作業には、噴霧器を使用すること。
- 五 法第三条第三項第五号に規定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための容器を備えること。
- 六 食品の販売、調理等を行う営業施設その他相互に汚染の可能性のある営業施設と同一施設内に、洗濯物の受取及び引渡しのための施設を設ける場合は、当該施設の境界に、壁、板その他適当な物により障壁を設けること。
- 七 ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、次の措置を講ずること。
  - イ 貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。
  - ロ 貯蔵用タンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の容器とすること。
  - ハ 排液処理装置を設置すること。
  - ニ 溶剤蒸気回収装置を設置すること。
  - ホ 蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、イ及びロに準ずること。

## ○港区クリーニング業法施行細則（抜粋）

（昭和50年3月31日 港区規則第31号）

（最終改正施行日：令和5年12月13日 港区規則第100号）

（趣旨）

第一条 この規則は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)の施行に関し、クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号)、クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)及び港区クリーニング業法施行条例(平成二十四年港区条例第十八号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

（開設等の届出）

第三条 省令第一条の三第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出書は、第一号様式による。

2 省令第一条の三第二項の規定による営業の届出書は、第一号様式の二による。

3 省令第一条の三第三項の規定によるクリーニング所の変更の届出書は第二号様式により、前項の営業に係る変更の届出書は第二号様式の二による。

4 省令第一条の三第三項の規定によるクリーニング所の廃止の届出書は第三号様式により、第二項の営業に係る廃止の届出書は第三号様式の二による。

5 省令第二条の二の規定による譲渡によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出書は第三号様式の三により、第二項の営業に係る営業者の地位の承継の届出書は第三号様式の四による。

6 省令第二条の三の規定による相続によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出書は第四号様式により、第二項の営業に係る営業者の地位の承継の届出書は第四号様式の二による。

7 省令第二条の四の規定による合併によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出書は第五号様式により、第二項の営業に係る営業者の地位の承継の届出書は第五号様式の二による。

8 省令第二条の五の規定による分割によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出書は、第五号様式の三により、第二項の営業に係る営業者の地位の承継の届出書は、第五号様式の四による。

9 第一項、第二項及び第五項の届出書には、届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書を添付しなければならない。

（確認済書の交付等）

第四条 区長は、法第五条の二の規定により確認をしたときは、第六号様式によるクリーニング所業務台帳を作成し、第七号様式による確認済書を交付する。

（届出済書の交付等）

第五条 区長は、法第五条第二項の規定による届出があつたときは、別に定めるところにより無店舗取次店台帳を作成し、第八号様式による届出済書を交付する。

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

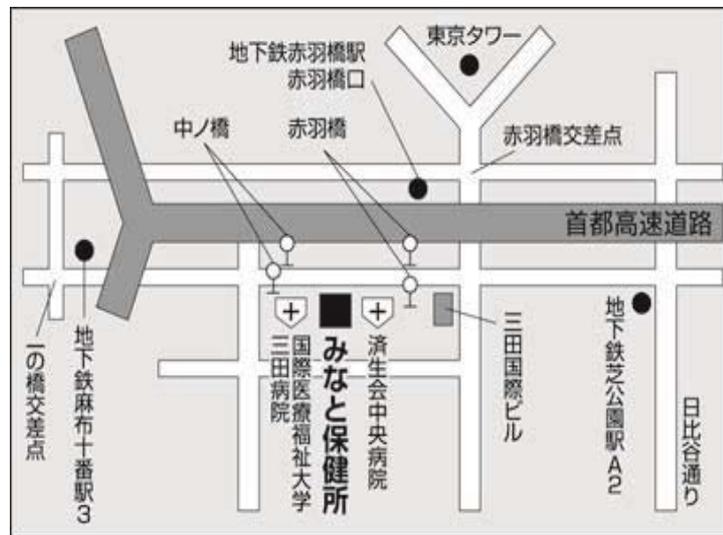
# みなと保健所の施設案内

## 電車

- ・ 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口出口：徒歩 5分
- ・ 都営地下鉄三田線 芝公園駅 A2出口：徒歩 10分
- ・ 東京メトロ南北線 麻布十番駅 3番出口：徒歩 12分

## バス 赤羽橋駅前下車

- ・ 都営バス 都06 渋谷駅前～新橋駅前  
橋86 目黒駅前～新橋駅前
- ・ 東急バス 東98 東京駅丸ノ内南口～等々力操車所前
- ・ ちいバス田町ルート  
田町駅東口～六本木ヒルズ



お問い合わせは、こちらまでどうぞ

生活衛生課 環境衛生指導係

〒108-8315 港区三田1-4-10

みなと保健所 5F

TEL (03) 6400-0042 (ダイヤルイン)

(03) 3455-4470 (FAX)

クリーニング所の手引 (取次所用) (改訂版)

令和5年(2023年)12月発行

発行 みなと保健所生活衛生課